

【配布資料】

第 2 回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和 3 年 3 月 1 日（月）午後 2 時 30 分から同 4 時 30 分まで

場 所 京都産業大学 むすびわざ館 3 階 301 教室

会議次第

1 開 会

2 説明事項

(1) 前回委員会（令和 2 年度 1 回目）の概要

(2) 令和 2 年度京都府いじめ調査（2 回目）の結果について

(3) 令和 3 年度京都府いじめ調査（案）について

(4) 令和 3 年度京都府いじめ防止等事業・施策（案）について

4 その他

5 閉 会

令和 2 年度第 1 回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日 時 令和 2 年 11 月 30 日(月) 午後 2 時 30 分から同 4 時 30 分

2 場 所 京都産業大学 むすびわざ館 3 階 301 教室

3 出席者

【委員】 7 名 (欠席なし)

【府教委】 指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他

【傍聴者】 なし

4 概 要

(委員会の決定事項)

(1) 委員長選出 本間 友巳 委員を委員長に選出

(1) 前回委員会の概要について

(事務局からの説明事項)

(1) 京都府いじめ防止対策推進委員会について

(2) 令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

(3) 令和 2 年度第 1 回京都府いじめ調査結果について

<説明事項>

(1) 京都府いじめ防止対策推進委員会について

※ ●は事務局

●資料「説明 1-1~3」について、本委員会は「いじめ防止対策推進法第 14 条第 3

項」に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的に設置している。また、同法 28 条第 1 項による、「いじめの重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うことも示されている。

●さらに、「京都府附属機関設置条例」並びに「京都府いじめ防止推進委員会規則」に基づき、委員会を構成し、その任務が示されている。委員の任期は令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までとなっている。

●資料「説明 1-4」について、「京都府いじめ防止基本方針」抜粋において、「1 いじめの防止等の防止のための京都府における組織等の設置」について示している。

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

○特に意見なし

(2) 令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

<説明事項>

※ ○は委員、●は事務局

●資料「説明 2」文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、本調査は生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資するために文部科学省が実施している。調査方法については、全国の国公私立を対象とし、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校、高等学校中途退学者の状況を調査している。すでに、10 月 20 日に公表している。令和元年度の京都府のいじめの認知件数は、22,429 件であり、前年度から 2,412 件の減少となった。校種別では、小学校 18,355 件（前年度-2,530 件）、中学校 3,322 件（前年度+151 件）、高等学校 531 件（-93 件）、特別支援学校 221 件（前年度+60 件）となっている。千人当たりの認知件数は全体で 83.9 件であり、全

国の 46.5 件と比較すると高い数値となっている。京都府ではこれまでからいじめはどの子どもにも、どの学校でも発生すると捉え、児童生徒の「嫌な思いをしたこと」を幅広く丁寧に把握していることから、認知件数が全国と比べ高くなっていると考えている。また、13 ページは「平成 22 年度からのいじめの認知件数の推移」及び 14 ページは「いじめの解消率」を示している。「いじめの解消」とは、いじめに係る行為が相当期間（少なくとも 3 ヶ月）止んでおり、心身の苦痛を感じていない状態となっていることと定義されている。資料にある「暴力行為」「不登校」の状況についての説明は省略する。

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

○小学校で暴力行為が全国的に増加しているが、このうち、生徒間暴力によるいじめが報告されているのかを心配する。学校現場では一人の児童が暴力を繰り返す事例があると聞く。いじめの対応ではなく、暴力行為として対応されている事案がある。さらに、不登校の増加についても、この中にいじめによる不登校が要因になっていないか。不登校といじめについて立体的に把握する必要がある。

●小学校の暴力行為は増加傾向にあり、また、不登校も 8 年連続で増加している。特に、暴力行為は令和元年度中学校の件数を上回った。さらに、小学校の不登校も平成 22 年度と令和元年度を比較すると約 3 倍以上の増加となっている。本府として、かつて生徒指導上の課題が多かった中学校の体制強化に努めてきたが、今後、小学校の生徒指導体制の強化、支援を図る必要がある。そんな中、小学校の教科担任制が国でも検討されている。暴力や不登校が増加しているにもかかわらず、いじめが減少している要因について危惧している。

○不登校の増加とともに、不登校からひきこもりになる事案が増加している。特に小学校段階から増えていることは大変課題である。日本の財政上の課題でもある。

不登校増加問題の背景には虐待事案、貧困、発達の問題が見られる。社会福祉支援を充実させていただきたい。

●不登校については、教育機会確保法によって、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の構築が示されている。本府として、不登校支援に向けた施策をまとめ、不登校児童生徒支援拠点整備事業として、教育支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門家等を配置し、不登校支援の拠点化を行っている。また、今年度から小学校不登校施策として、学校には登校できるが、教室での授業には入れない児童を対象として、加配教員を配置し、校内適応指導教室を設置する試みをしている。さらに、不登校支援に向け、全教職員に「不登校支援に向けたハンドブック」を配布し、未然防止・早期支援・連携の在り方等を示し、各会議や研修会に活用いただいている。そして、不登校からひきこもりにならないように健康福祉部と連携を図り、社会的自立に向けて、脱ひきこもり支援センター早期支援特別班とともに、施策を進めているところである。指摘のあった社会福祉支援の充実は喫緊の課題であると考えている。そして、GIGAスクール構想として、一人一台のタブレット端末が配布されることから、ICT機器を不登校児童生徒支援にも活用できるのではないかと考えている。例えば、教育支援センターの学びの質を向上させたり、オンラインで学校の様子を配信したり、教育支援センターにも通所できない児童生徒に対するタブレットを活用したアウトリーチすることも可能ではないかと考えている。これらの技術を活用しながら、一人一人に最適化された社会的自立に向けた支援を充実させる必要がある。

(3) 令和2年度第1回京都府いじめ調査結果について

●資料「説明3」令和2年度京都府いじめ調査1回目の結果について説明をする。

本調査の目的は、アンケート等を実施することにより、いじめの実態把握を行うこと、早期発見・早期対応に繋げていくことであり、市町教育委員会と連携を図り、平成 25 年度より実施している。本調査は、京都市立学校を除く府内公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校の全児童生徒を対象に、年 2 回調査を実施している。調査により、いじめの認知件数、解消状況、重大事態の発生件数、いじめの態様の状況を集計している。しかしながら、本年度の 1 回目調査については、認知したいじめの解消状況についての報告は求めないこととした。その理由として、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響から 1 学期の授業日数が大幅に減少し、1 学期の終業日も地域により異なった。このことから、今回各学校で行ったいじめ調査の実施日においては、いじめが解消したと判断する相当の期間（少なくとも 3 ヶ月）を満たすことができないと考え、いじめの解消について報告を求めないこととした。しかし、コロナ禍の状況下において、感染者や濃厚接触者への誹謗中傷・人権侵害等も予想されることから、いじめ事案の解消を把握することは重要であり、相当期間を経た後、改めて報告を求めることとした。

●資料 27・28 ページより 1 回目調査結果について説明する。小学校のいじめの認知件数は 7,912 件（前年度 1 回目-3,174 件）、中学校の認知件数は 742 件（前年度 1 回目-428 件）であり、小中学校の重大事態の報告はなかった。高等学校におけるいじめの認知件数は 168 件（前年度 1 回目-133 件）、特別支援学校の認知件数は 68 件（前年度 1 回目-65 件）であり、重大事態の報告はなかった。いじめの態様については、すべての校種において、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の報告が最も多く、次に多いのは小中、特別支援学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となっており、高等学校では、「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをさ

れる」という項目が続いている。次に、本調査全体で未調査となっている児童生徒は 515 人（前年度 1 回目 602 人）であり、これらの児童生徒についても丁寧な把握を行っていく必要があると考えている。未調査となっている主な理由は、小中学校では「フリースクール等の学校以外の施設に通所している」という理由が多く、「本人に会えない、調査に応じられる状況にない」という理由も上位を占めている。高等学校では「休学中、その手続き中である」あるいは「進路変更の手続き中」という理由が多くなっている。さらに、未調査の理由に「その他」があるが、この主な理由は「保護者が外国籍であり、その母国に児童生徒がともに帰国し調査が困難」という理由であった。すべての校種において、いじめの認知は減少しているが、コロナ禍における 1 学期授業日数が例年に比べ少なかったことが影響しているのではないかと考えている。さらに、学校生活において感染症予防の観点から他者との接触、会話に制限をとっていることなど理由で、いじめが減少したことが考えられ。しかし、実際にいじめがなくなったわけではなく、現在の生活様式による様々な影響は、子どもたちにも及ぶと考えられることから、引き続き、いじめの早期発見、早期対応及び丁寧な指導や支援、見守りに努めていきたいと考える。

＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

○いじめの認知（千人比）が減少していることについて、府教委として、どのように評価しているのか。また、小学校低学年のいじめの認知に対して、小学校高学年から中学校にかけての年代のいじめが発見しにくく、深刻化のリスクが高くなる傾向にある。府教委として、どのような手立てを打っていくのか。

●いじめの認知が減少していることについての評価は両側面あると考えている。本府は全国に先駆けて、嫌な思いをしたことを幅広く丁寧に調査してきた。全国の認知件数が増えてきている現状は、京都府の認知方法に近づいてきていると考えてお

り、教職員の意識が根付いたことによるいじめの認知減少は悪い評価ではない。

一方で急速に若い教職員が増加している中で、受け継ぐべき生徒指導のスタイルが継承できていない、また組織的な対応ができていない場合もある。初期対応から保護者の信頼を損ねる場合もある。いじめの見落としがあるのではないかと常に考え、取り組んでいく。府教委として、平成27年度に作成した「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」を今年度中に改訂を行い、いじめに対する意識を徹底するため、全教職員への配布を目指している。

○いじめの認知件数が減少することにより、いじめがなくなったという、誤ったメッセージにならないように、市町教育委員会を通じて学校・教職員に「いじめの見落とすリスクがある」ことを伝える必要がある。

○再調査委員をしているが校内のいじめ防止対策委員会が初期段階で機能していない場合がある。いじめの対応は「担任の力量による」傾向がある。いじめの対応について、まだ十分に浸透していないように感じる。小学校低学年が高く、年齢とともに減少していく傾向にある。学年別、市町村ごとに見ることも必要である。また、校内いじめ防止対策委員会の議事録や指導・支援等の記録を残すよう指導する必要がある。

○市町（組合）教育委員会ごとの認知件数は示されているが、学年別の認知件数も本委員会に示されると傾向が分析しやすいのではないか。

○臨床現場から小学校低学年のいじめ、不登校について、保育園・幼稚園時からの支援が必要であると考えている。現場では不登園や無理やり我慢させて登園させる事例がある。福祉と教育は違うが、十分な支援を受けていない子どもたちが小学校に上がることにより、小学校の不登校が増加している背景がある。不登校の子どもたちの背景に不登園だった経緯がある。早い段階から支援を進めるためには保幼小

連携が重要である。

●中学校、小学校、幼児教育と考える必要がある。今年度、学校教育課に幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上を目指している。アドバイザー（幼児教育経験者）からの助言を各園にしている。

○未調査について、学校として家庭の状況を把握できないのか。家庭の状況について小中学校での連携や交流は図れているのか。

●未調査については、家庭訪問等で可能な範囲でいじめを把握するように努めている。家庭状況を把握するために、必要に応じて関係機関等との連携も必要である。

○厳しい家庭状況が多く見られる。教育以外の視点が必要であり、福祉の視点を学校に浸透するために社会福祉士の役割を明確に学校現場に示す必要がある。すでに、教育だけのスキルで対応できない家庭や子どもたちがいる。福祉の専門家のアセスメントが必要であり、スクールソーシャルワーカーの常勤化が必要である。

○コロナ禍がいじめ減少に影響しているのか。感染症の予防によりストレスや不安を感じている子どもは少なくない。また、学校再開後も登校できない児童生徒の相談体制はどのようになっているのか。子どもたちの心配・不安やストレスを把握するために取り組んでいるのか。いじめ調査も大切であるが、野田市虐待事件のような子どもの訴えを把握し、対応することも大切である。

○本委員会はいじめの問題を取り扱っているが、その背景には様々な要因がある。プライバシーの問題はあるが、総合的に子どもと家庭の状況を把握する必要がある。

○学校が家庭の状況を把握できるのかという意見があったが、家庭訪問を行う際には目的を持った計画的な実施が必要である。家庭の問題は学校の責任かという議論もある。家庭への介入は個人情報視点からも難しい面があるが、一方で家庭の状

況が把握できないことにより、虐待の発見の遅れ、通告の躊躇が危惧されている。福祉と協働で安否確認を行う必要がある。まなび・生活アドバイザーの役割を学校に周知徹底しなければならない。

○いじめの背景には家庭の問題がある。学校の居心地、居場所も大切である。学校が関わることにより、救われる子どもがいることを忘れてはいけないと考える。

●家庭への介入や支援について、コロナ禍の状況においても、家庭訪問やオンラインを通じて、子どもたちの状況を把握するように努めている。しかし、教職員の仕事を福祉の範囲まで広げていいのかという議論もある。今年度、コロナ禍において、スクールカウンセラー等の配置時間を増やしているが、一方で専門家の人材確保や人材育成という諸問題もあり、学校が専門家を活用するスキルを育成することも大切である。

○未調査について、外国籍の保護者の帰国という報告があったが、人権の視点から外国籍、性的マイノリティー、発達障害によるいじめはないのか心配する。また、フリースクールに通所している児童生徒は在籍校から通所し始めたのか、入学前からフリースクールを当初から選択したのか。さらに、フリースクール等の施設に外国人学校は含まれるのか。

●コロナ禍による人権侵害は重大な問題であると認識している。京都府は人権教育において先進的に進めているが、外国人の子どもたちへの支援については十分に行き渡っていない状況もあり、改善が必要だと感じている。フリースクール等の施設というのはいわゆるオルタナティブスクールが多く見られる。入学当初から公教育を拒否されるケースが見られる。いじめとの関係はないとは言えないが、しっかりと把握するよう指導していきたい。

○外国人の子どもが途中からフリースクールに行くようなケースはないのか。「フ

リースクールに行ったから関係ない」というようなことはないのか。

●外国人の子どもが就学途中から施設に通所するという訳ではなく、保護者の思想や意向もあり、就学当初から通所するケースが多く見られる。指摘のあった「施設通所の児童生徒は関係ない」というようなケースがないようにすべきだと考えている。

別紙 1

京都府いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

- ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。
- ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目及び2回目の調査を3の調査方法により、市町（組合）教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等により、学校の実態に応じて、追跡調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。（相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。）
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。（相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。） 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

- (2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

※ 令和2年度1回目の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の課業期間が例年と異なり、また地域によっても異なったことから、いじめの解消・未解消については1回目の調査段階では報告を求めず、一定期間をおいた後に追跡調査を行い、2回目の調査結果とともに報告を求める。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

令和2年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				家庭訪問による調査(内数)	前年から連続して未調査者数(内数)
小学校	200	58,895	58,605	42	290
中学校	97	29,732	29,494	346	238
合計	297	88,627	88,099	388	528

(2) アンケート方法 (単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	169	21	82	11
無記名式	9	1	4	0
合計	178	22	86	11

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	小学校							中学校								
	認知	解消	未解消				重大事態		認知	解消	未解消				重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導	見守り			要支援	要指導	要支援	要指導		
府立								8	0	6	0	2	0	0		
向日市	526	8	290	47	181	0	0	85	1	79	5	0	0	0		
長岡京市	832	3	447	176	206	0	0	51	5	34	5	7	0	0		
大山崎町	76	0	74	2	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0		
宇治市	1,085	83	870	69	63	0	0	99	4	57	17	21	0	0		
城陽市	623	22	472	49	80	0	0	74	4	24	15	31	0	0		
八幡市	462	1	314	52	95	0	0	55	0	25	19	11	0	0		
京田辺市	545	14	334	100	97	0	0	37	10	24	2	1	0	0		
木津川市	912	37	768	86	21	0	0	72	0	64	7	1	1	0		
久御山町	132	19	79	24	10	0	0	4	0	1	0	3	0	0		
井手町	40	0	40	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	0		
宇治田原町	19	0	12	7	0	0	0	5	0	0	4	1	0	0		
精華町	336	2	245	46	43	0	0	7	0	2	2	3	0	0		
相楽東部連合	28	0	28	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0		
亀岡市	533	16	434	66	17	0	0	36	0	17	18	1	0	0		
南丹市	22	1	14	1	6	0	0	14	0	12	2	0	0	0		
京丹波町	68	1	51	4	12	0	0	4	0	2	2	0	0	0		
綾部市	326	6	217	36	67	0	0	6	0	5	0	1	0	0		
福知山市	625	33	357	124	111	0	0	53	6	33	5	9	0	0		
舞鶴市	697	0	568	129	0	0	0	71	0	45	26	0	0	0		
宮津市	126	0	82	39	5	0	0	28	2	14	0	12	0	0		
京丹後市	350	2	301	17	30	0	0	28	3	20	1	4	0	0		
伊根町	11	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
与謝野町	84	2	64	13	5	0	0	4	0	4	0	0	0	0		
中学校組合								12	0	8	3	1	0	0		
合計	8,458	253	6,069	1,087	1,049	0	0	767	35	490	133	109	1	0		

※上記、重大事態は未解消の内数

3 いじめの態様 (単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,653	1,497	2,203	1,001	250	463	1,005	190	656	11,918
中学校	530	77	141	57	6	28	59	42	51	991

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	33	53
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	75	79
フリースクール等の学校以外の施設に通所	168	93
病気・入院等により調査ができない。	4	5
その他	10	8
合計	290	238

令和2年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から
					連続して未調査の数(内数)
高校	30,490	30,405	60	85	8
特別支援	1,680	1,654	11	26	5
合計	32,170	32,059	71	111	13

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	50	0	11	0
無記名式	0	0	0	0
合計	50	0	11	0

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		
			見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導
高校(全日制)	152	14	66	41	31	0	0	0
高校(定時制)	16	2	9	4	1	0	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	168	16	75	45	32	0	0	0
特別支援学校	82	7	37	13	25	0	0	0

※上記、重大事態は未解消の内数

3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	98	22	16	6	3	10	8	16	14	193
高校(定時制)	7	2	1	1	0	0	2	7	3	23
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	105	24	17	7	3	10	10	23	17	216
特別支援学校	45	10	23	7	3	3	17	7	0	115

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、児童生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	20	2	—	6
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	8	1	—	11
フリースクール等の学校以外の施設に通所	2	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	32	0	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	11	3	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	0	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	2	0	—	—
病気・入院等により調査ができない。	3	1	—	6
その他	0	0	—	3
合計	78	7	※	26

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

京都府いじめ調査の結果(令和元年度2回目～2年度2回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和2年度						令和元年度					
	学校数	2回目調査					学校数	2回目調査				
		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)
小学校	200	58,895	58,605	42	290	204	205	59,954	59,667	54	287	217
中学校	97	29,732	29,494	346	238	160	97	29,668	29,420	258	248	159
高等学校	50	30,490	30,405	60	85	8	47	31,745	31,663	31	82	13
特別支援学校	11	1,680	1,654	11	26	5	11	1,628	1,621	12	7	1
計	358	120,797	120,158	459	639	377	360	122,995	122,371	355	624	390

2 認知・解消件数

学校種	令和2年度									令和元年度										
	認知		解消		未解消			重大事態			認知		解消		未解消			重大事態		
					見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導					見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導
	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導					
小学校	8,458	253	6,069	1,087	1,049	0	0	0	0	9,735	323	6,892	1,121	1,399	0	0	0			
3.0%		3.3%																		
中学校	767	35	490	133	109	0	1	0	0	938	70	602	162	104	0	0	0			
4.6%		7.5%																		
高等学校	168	16	75	45	32	0	0	0	0	260	24	140	50	46	0	0	0			
9.5%		9.2%																		
特別支援学校	82	7	37	13	25	0	0	0	0	85	8	45	14	18	0	0	0			
8.5%		9.4%																		
計	9,475	311	6,671	1,278	1,215	0	1	0	0	11,018	425	7,679	1,347	1,567	0	0	0			
3.28%		3.86%																		

※ 令和2年度1回目調査の解消・未解消については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の休業期間が例年と異なるため、1回目調査時には報告を求めなかったため、一定期間経過後の追跡調査により報告を受けたものである。

令和2年度いじめ調査(1回目)の追跡調査結果について

※解消・未解消については、一定期間後に報告を求めた数値である。

1 認知件数及び解消・未解消件数(追跡) 小・中・義務教育学校

(単位:件)

	小学校							中学校						
	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立								9	5	3	0	1	0	0
向日市	426	354	39	20	13	0	0	39	37	1	1	0	0	0
長岡京市	692	557	108	7	20	0	0	43	30	9	1	3	0	0
大山崎町	68	68	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
宇治市	913	884	10	7	12	0	0	88	73	1	2	12	0	0
城陽市	637	566	27	18	26	0	0	45	37	2	1	5	0	0
八幡市	412	392	2	11	7	0	0	41	38	0	2	1	0	0
京田辺市	503	460	24	11	8	0	0	34	34	0	0	0	0	0
木津川市	882	869	6	4	3	0	0	70	69	0	1	0	0	0
久御山町	157	126	21	4	6	0	0	12	0	0	8	4	0	0
井手町	40	40	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
宇治田原町	15	14	0	0	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0
精華町	294	283	3	2	6	0	0	16	16	0	0	0	0	0
相楽東部連合	33	31	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀岡市	432	400	26	5	1	0	0	58	52	1	1	4	0	0
南丹市	47	46	0	1	0	0	0	11	11	0	0	0	0	0
京丹波町	50	41	5	2	2	0	0	5	5	0	0	0	0	0
綾部市	327	296	8	14	9	0	0	15	13	1	0	1	0	0
福知山市	659	629	5	7	18	0	0	57	55	0	1	1	0	0
舞鶴市	732	709	17	6	0	0	0	93	82	3	8	0	0	0
宮津市	155	95	51	6	3	0	0	45	24	12	0	9	0	0
京丹後市	358	336	14	4	4	0	0	34	29	3	1	1	0	0
伊根町	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	62	53	5	2	2	0	0	13	11	0	2	0	0	0
中学校組合								5	4	0	1	0	0	0
合計	7,903	7,258	373	131	141	0	0	741	633	36	30	42	0	0

※解消・未解消については、一定期間後に報告を求めた数値である。

※1回目いじめを認知した児童生徒が家庭の事情等で転校した場合、「解消・未解消」の判断ができないため、追跡調査の対象としていない。いじめによって転校を余儀なくされたものではない。小学校9人、中学校1人が転出した。

2 認知件数及び解消・未解消件数(追跡) 府立高等学校・特別支援学校

	認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
高等学校	168	136	16	5	11	0	0
特別支援学校	67	51	2	4	10	0	0

※上記、重大事態は未調査の内訳

※解消・未解消については、一定期間後に報告を求めた数値である。

※1回目いじめを認知した児童生徒が家庭の事情等で転校した場合、「解消・未解消」の判断ができないため、追跡調査の対象としていない。いじめによって転校を余儀なくされたものではない。小学校9人、中学校1人が転出した。

令和3年度京都府いじめ調査実施要項（案）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等を著しく侵害する人権問題であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小・中・義務教育学校（京都市立学校を除く。）の児童生徒

3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聴き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
 - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
 - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあっては該当する学年）あるいは、その他の学年においても、児童生徒の特性または発達段階の状況に応じて、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 1回目の調査に係る追跡調査も実施すること。

2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。
- (4) いじめの認知、未解消の区分、重大事態、解消の判断については、担任等が単独で行うことなく学校いじめ対策組織等で行うこと。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、未解消、解消に分けて集計する。なお、未解消のうち、重大事態については、内数で「重大事態件数」に計上集計するものとする。
 - ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

- ・未解消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
 - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
 - ・解消(D)：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。
 - いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
 - ・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。
- ※ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものととして、報告・調査等にあたること。
- (2) 項目ごとに「件数」を集計するとともに、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含めるものとする。

6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7 結果の報告

調査及び追跡調査については、次の期日までに京都府教育委員会まで報告すること。なお、2回目以降のいじめ事象及びいじめの追跡については、文部科学省が実施する「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

- 1回目の調査 令和3年9月10日（金）
- 1回目の追跡調査及び2回目の調査 令和4年1月14日（金）

8 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れ、組織的に検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

令和3年度京都府いじめ調査の実施上の留意点

1 調査の実施にあたって

- (1) 各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。
- (2) 今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。
- (3) アンケートはいじめを把握する有効な手立てであるが、全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの有無のみではなく、学校は楽しいか、学校生活や友人関係の中で困ったことはないか等、丁寧に聴き取り調査を行うこと。
- (4) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。
- (5) 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。
- (6) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努め、十分配慮して実施すること。
- (7) いじめ調査ができなかった児童生徒を「未調査者」とし、調査ができなかった理由を明確にすること。また、本人に面会ができなかった場合、いじめがないかについて、疑いを持ち、状況の把握に努めること。

2 調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

3 調査方法に関して

- (1) アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。
- (2) アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。
- (3) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあっては該当する学年）あるいは、その他の学年においても、児童生徒の特性または発達段階の状況に応じて、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (4) 長期欠席者等アンケートの実施が困難な場合については、個別の聴き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分考慮して実施すること。
- (5) 個別に聴き取りを行う場合、聴き取りをする時間や場所、聴き取りをする教職員（必ずしも担任でなくてもよい）等について配慮し、悩みを相談しやすい環境づくりに努めること。
- (6) 普段の学校生活において、配慮を要する児童生徒や人間関係がうまく構築できない児童生徒については、特に丁寧に聴き取りを行うこと。

4 結果の集計に関して

- (1) 各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票（学校用）」にとりまとめて市町（組合）教育委員会に提出する。
 なお、認知したいじめについて集計する際には、認知、未解消（A・B・C）、解消（D）及び重大事態の「件数」を学年別・男女別に実人数で、また認知及び重大事態については「態様」についても集計すること。

- ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除くが、保護者等からの虐待の疑いがある場合は、本調査の報告ではなく、組織的に対応し、速やかに市町村や児童相談所に通告するとともに、警察に情報共有を行うこと。

- ・未解消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
 - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
- ・解消：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。
 - いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。
- ・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。

※ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たること。

- (2) 項目の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。
- (3) 「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱う。
- (4) 「いじめのアンケート」の「問2」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に1をカウントする（複数回答あり）。
- (5) 集計表の「児童（生徒）数の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聴き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒数）の内数として記入する。
- (6) 家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由ごとに計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。
- (7) 未調査者については、前回の調査においても未調査であった児童生徒の数を内数として記入すること。
- (8) 市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式1-2、2-2）にとりまとめて、貴市町村を所管区域とする教育局あて電子媒体で提出する。
- (9) 教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式1-3、2-3）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。
- (10) 府立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式2-1）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

5 追跡調査について

いじめについては、被害児童生徒の立場に寄り添いながら、各校のいじめ対策組織において解消に向けて適切に対応されているところである。

その対応により、要指導(A)、要支援(B)が改善され、また、見守り(C)の状況が解消されるなど、未解消の状況がどのように改善されたかを把握し、新たな学年・学校につなげる必要がある。

このことから、調査時の状況が改善されたかどうかを追跡調査することとする。

なお、2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。

また、国及び京都府におけるいじめの「解消の定義」に基づき「解消」を判断することから、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを前提に、相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）いじめの行為が止んでいることが必要であることを念頭に入れながら、調査及び追跡調査の時期を設定することも大切である。

6 その他

- (1) 本いじめ調査の趣旨を理解し、守秘義務に配慮しつつ、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等に依頼して、組織的に結果の検証に努めること。
- (2) 調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町（組合）教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。**※府立学校については、原則5年間保存とする。**
- (3) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域社会が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。
- (4) いじめ調査後のアンケート等の資料については、本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがないように配慮すること。
いじめの解決にあたり、必要があれば、本人の了解の上、被害児童生徒の保護者に対して、アンケート等の内容を情報提供することもあるが、虐待を疑う場合は、たとえ、本人が了解してもアンケート等を見せたり、渡したりすることがないように留意すること。

令和3年度京都府のいじめ防止等事業・施策一覧

<p>京都府いじめ防止基本方針</p> <p>第2 2 いじめ防止のために 京都府が実施する施策</p>	<p>令和3年度事業・施策（案）</p> <p>（●:教育委員会所管、◇:知事部局所管、◎:警察本部所管）</p>
<p>(1) いじめの防止</p>	<p>○いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携</p> <p>●いじめ対応のための附属機関等の設置（1,000千円） （「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営） ◇いじめ対応のための附属機関等の設置（576千円） （「京都府いじめ調査委員会」、「京都府いじめ問題対策連絡会議」の運営） ●いじめ早期対応緊急指導教員の配置（定数活用）</p> <p>・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化</p> <p>●いじめ未然防止・早期解消支援チームの派遣（1,000千円）</p> <p>・専門家等によるチームが、学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</p> <p>●いじめ危機管理チームの派遣（1,000千円）</p> <p>・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</p> <p>●不登校児童生徒支援拠点整備事業拡充（18,000千円）</p> <p>・市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置党を行い、不登校児童生徒支援の拠点としての機能を拡充</p> <p>●学校問題対策チームの設置（1,000千円）</p> <p>・いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置</p> <p>◎スクールサポーターの配置（警察）</p> <p>・各警察署単位等に警察官OBをスクールサポーターとして配置し、学校へ派遣</p>
<p>○いじめの防止等のための教職員の資質能力向上</p>	<p>●生徒指導講座実施（総合教育センター講座） ●小中学校生徒指導主任会議開催</p>
<p>○いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p>	<p>●「いじめ防止等のために～教職員用ハンドブック～」改訂版（第3版）の作成・配付、周知新規 ●PTAとの連携</p> <p>・地域の教育力を活かした声かけ（あいさつ）・見守り運動の展開、保護者向けいじめ・非行防止研修会の実施</p> <p>◎非行防止教室の実施（警察）</p> <p>・スクールサポーター等による非行防止教室を各学校で開催（小・中・高で実施）</p>

(2) いじめ早期発見	○教育相談体制の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー配置・派遣拡充 (305, 135千円) <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング ●まなび・生活アドバイザー配置・派遣拡充 (187, 240千円) <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の確立、学習習慣の定着、課題を抱える児童生徒に対する家庭支援等生徒指導体制の強化 ●心の居場所サポーター配置拡充 (202, 739千円) <ul style="list-style-type: none"> ・相談室等で相談・学習支援を行うため、心の居場所サポーターを配置 ●トータルアドバイザー教育相談 ●家庭教育相談 ●24時間電話相談 ●SNSを活用した相談体制の構築拡充 (28, 682千円) <ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立の中・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施 ●不登校児童生徒支援拠点整備事業拡充〈再掲〉 ◇京都府私学修学支援相談センター支援事業 (4, 500千円) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成 <p>◎ヤングテレホンの設置 (警察)</p>
	○定期的な実態把握	●全公立学校(京都市立除く)いじめ調査実施 (年2回)
	○地域や家庭との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ●〈再掲〉PTAとの連携 ・地域の教育力を活かした声かけ (あいさつ)・見守り運動の展開、保護者向けいじめ・非行防止研修会の実施
(3) いじめへの対処	○多様な人材の協力等による問題解決に向けた支援	<p><再掲></p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対応のための附属機関等の設置 ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 ●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 ●いじめ危機管理チーム派遣 ●不登校児童生徒支援拠点整備事業拡充 ●学校問題対策チーム設置 ◎スクールサポーター配置 (警察) ●スクールカウンセラー配置・派遣拡充 ●まなび・生活アドバイザーの配置・派遣拡充
	○学校相互間の連携協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域別生徒主任会議 ●学校警察連絡会議 (警察署単位等)

いじめ防止ハンドブックの改訂（第三版）について

令和3年3月1日
学校教育課

1 背景

- 令和元年度京都府内（国公立）のいじめの認知件数（千人当たり）は、全国第7位（前年度第3位）と高水準で推移している。重大事態についても毎年数件のペースで発生。
- 現行のハンドブックを発行した平成27年3月以降、文部科学省の基本方針が改定されるとともに、ガイドラインが策定されたことを受け、府の基本方針を改定した。
 - ・平成29年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」改定（文部科学省）
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」策定（同）
 - ・平成30年4月「京都府いじめ防止基本方針」改定
- 近年、教職経験が浅い教職員やいじめ対応に不慣れな教職員も増加しているため、管理職をはじめとする幅広い教職員に対し、いじめ対応に関して更なる危機意識を持たせるとともに、国や府のいじめ防止の基本方針等を周知し、教職員個々の対応能力の向上を図る必要がある。

2 改訂のポイント

◆ 近年の動向を踏まえた抜本的な内容の更新に加え、いじめ対応のポイントが体系的に理解できるとともに、学校現場での対応で活用しやすい内容とすることに配慮

本ハンドブックでは、主に

○第1章 基礎知識の習得

- ・いじめの定義、集団構造、様態等の理解
- ・学校いじめ防止基本方針についての理解 等

○第2章 いじめの未然防止

- ・学級・学校運営（魅力ある学校づくり）、教職員の言動・姿勢
- ・家庭や地域との連携、特に配慮が必要な児童生徒への対応 等

○第3章 いじめの早期発見

- ・いじめの発見のきっかけ、早期発見の手立て（相談しやすい環境づくり）
- ・いじめ早期発見チェックリスト 等

○第4章 いじめへの対処

- ・学校いじめ防止対策組織の機能、いじめへの組織的な対処の流れ
- ・学校が行う児童生徒への指導・支援、保護者との連携 等

○第5章 いじめの重大事態への対処

- ・重大事態の基本、事例、対処の流れ
- ・重大事態の調査、再発防止 等

等の流れでいじめ対応のポイントが体系的に理解できる。

◆ 二次元コードにより各種資料や最新情報が入手できる

- ・いじめの未然防止、早期対応、対処等への活用資料
- ・文部科学省HPの法令・通知・事例集等へリンク
- ・いじめに関する各種相談窓口 等

3 配布対象

公立の小学校・中学校・義務教育学校（京都市を除く）、府立学校、市町（組合）教育委員会、教育支援センター（適応指導教室）、京都府認定フリースクール等

4 今後の予定

- 令和3年3月 各学校等に配布
- 年度当初の校園長会議、また、生徒指導担当者の会議や教育相談関係者の会議等で、継続的に効果的な活用について指導助言